

議案第9号

西海市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

西海市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和5年2月24日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市国民健康保険条例の一部を改正する条例

西海市国民健康保険条例（平成17年西海市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の出産に係る西海市国民健康保険条例第6条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

新旧対照表

西海市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市国民健康保険条例</p> <p>平成17年4月1日 西海市条例第141号</p> <p>第1条～第5条 (略) (出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条～第14条 (略)</p>	<p>西海市国民健康保険条例</p> <p>平成17年4月1日 西海市条例第141号</p> <p>第1条～第5条 (略) (出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条～第14条 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の出産に係る西海市国民健康保険条例第6条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。